

岐阜県公報

第 三 百 八 十 一 号
令 和 五 年 三 月 十 七 日
(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 一三三
岐阜県福祉友愛プール条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 一三五

告 示

道路の区域変更 (道路維持課) 一三五
道路の供用開始 (同) 一三八
道路の占用を制限する区域の指定 (同) 一三八
都市計画下水道事業の変更認可 (下水道課) 一三四
各務原都市計画公園事業の認可 (都市公園課) 一三四

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 (選挙管理委員会) 一三四
公 示
県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定 (農地整備課) 一三五
土地改良事業の工事の完了 (同) 一三六
土地改良区の定款の変更認可 (飛騨農林事務所) 一三六

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 五 年 三 月 十 七 日

規 則

岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令 和 五 年 三 月 十 七 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第十一号

岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県療育手帳に関する規則 (平成十二年岐阜県規則第七十二号) の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中 「子ども相談センター所長 様」を「子ども相談センター 岐阜県知的障害者更生相談所長 様」

一所長 様
庶務所長 様

「
明治 大正 昭和 平成 令和
年 月 日
を
年 月 日
」

「
年 月 日
を
年 月 日
」

「
市町村・事務所
市福祉事務
受
」

「
センター
一
相談所
受
」

「
市町村・事務所
市福祉事務
受
」

「
センター
一
相談所
受
」

に改める。
別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式 (第9条関係)

療 育 手 帳 返 還 届

子ども相談センター所長 様
岐阜県知的障害者更生相談所長 様

年 月 日

届出人氏名								本人との 関係					
								連絡先					
手帳番号	発行者		手帳番号					CD					
	2	1											
本人氏名								生年月日	年 月 日				
個人番号													
返還理由	<input type="checkbox"/> 交付の対象者に該当しなくなった <input type="checkbox"/> 死亡 (死亡年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> その他 (理由)												

※ 返還する手帳を添付すること。

市町村・
市福祉事務所
受 付

センター
・相談所
受 付

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県療育手帳に関する規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県療育手帳に関する規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県福祉友愛プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

岐阜県福祉友愛プール条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県福祉友愛プール条例施行規則（平成二十八年岐阜県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三月前」を「属する月の前月（第六条に規定する者が利用する場合にあつては、三月前の月）の初日」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の幅員		延長		備考
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
県道	金 関 山 線	関市中之保字倉洞口二六八九番三地从先から	同市同 字平前 二七二二番三地从先まで	二・六	二・六	二〇・五	二〇・五			

岐阜県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の幅員		延長		備考
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
一般国道	三三六号	飛騨市宮川町打保字保木	平八四五番六地从先地内	六・五	六・五	三・三	三・三			

岐阜県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
一般 国道	四百七十 二号	郡上市八幡町初納字水無 一六二七番二地先地内	区	間	後	前	別 後	前	員 幅	延	長	備考	
					二五・〇	一三・五	ル (メート)	ル (メート)	一四・七	一四・七			

岐阜県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
一般 国道	四百七十 二号	郡上市明宝奥住字真虫原 二六一九番一地先から 同 市同 字同 二六二一番二地先まで	区	間	後	前	別 後	前	員 幅	延	長	備考	
					二九・一	一〇・六	ル (メート)	ル (メート)	四〇・八	四〇・八			

岐阜県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
県道	揖斐川線	同 郡同 町同 字波砂原二七五番二地先 から 揖斐郡揖斐川町春日六合 字呉子谷三五〇番一地先	区	間	後	前	別 後	前	員 幅	延	長	備考	
					六六・七	三三・六	ル (メート)	ル (メート)	一〇三・八	一〇三・八			

岐阜県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
一般 国道	四百七十 二号	郡上市明宝奥住字真虫原 二六一九番一地先から 同 市同 字同 二六二一番二地先まで	区	間	後	前	別 後	前	員 幅	延	長	備考	
					二九・一	一〇・六	ル (メート)	ル (メート)	四〇・八	四〇・八			

<p>加茂郡七宗町上麻生字浦 山二四二九番七地先から</p> <p>同郡同町同字下 モ切平二六五七番三地先</p> <p>加茂郡七宗町上麻生字下 モ切平二六五七番三地先</p> <p>同郡同町同字同 まで 二六五七番一地先</p> <p>加茂郡七宗町上麻生字一 本木二四三四番一地先から</p> <p>同郡同町同字寺 前下二〇八〇番二地先</p> <p>加茂郡七宗町上麻生字寺 前下二〇八〇番二地先から</p> <p>同郡同町同字下 モ切平二六五六番一地先</p> <p>加茂郡七宗町上麻生字寺 前下二〇八〇番二地先から</p> <p>同郡同町同字下 モ切平二六五八番一の二</p> <p>加茂郡七宗町上麻生字下 モ切平二六五七番一地先</p> <p>加茂郡七宗町上麻生字下 モ切平二六五七番一地先</p> <p>同郡同町同字古 ナギ二七七三番一の一地先</p> <p>同郡同町同字古 ナギ二七七三番一の一地先</p>										
A		B		C		D		前E		G
四〇〇 二〇二		一三八 六三三		八七 三四三		三六 三三六		八五 三三三		三 七〇
三三 三		二五 七		二〇 九七		八 八		一〇 五五		四八 四・五
<p>をのる表図はの及G、C、A い区敷示面関表び、F、D、B つ分地すに係記I、H、R</p>										
県道										
金可										
山児線										
<p>加茂郡七宗町上麻生字下 モ切平二六五七番一地先</p> <p>同郡同町同字古 ナギ二七七三番一地先</p> <p>加茂郡七宗町上麻生字古 ナギ二七七三番一地先</p> <p>同郡同町同字古 ナギ二七七三番一地先</p> <p>加茂郡七宗町上麻生字下 モ切平二六五七番一地先</p> <p>同郡同町同字下 モ切平二六五六番一地先</p> <p>加茂郡七宗町上麻生字寺 前下二〇八〇番二地先</p> <p>同郡同町同字下 モ切平二六五八番一の二</p> <p>加茂郡七宗町上麻生字下 モ切平二六五七番一地先</p> <p>同郡同町同字古 ナギ二七七三番一の一地先</p> <p>同郡同町同字古 ナギ二七七三番一の一地先</p>					<p>加茂郡七宗町上麻生字下 モ切平二六五七番一地先</p> <p>同郡同町同字古 ナギ二七七三番一地先</p> <p>加茂郡七宗町上麻生字古 ナギ二七七三番一地先</p> <p>同郡同町同字古 ナギ二七七三番一地先</p> <p>加茂郡七宗町上麻生字下 モ切平二六五七番一地先</p> <p>同郡同町同字下 モ切平二六五六番一地先</p> <p>加茂郡七宗町上麻生字寺 前下二〇八〇番二地先</p> <p>同郡同町同字下 モ切平二六五八番一の二</p> <p>加茂郡七宗町上麻生字下 モ切平二六五七番一地先</p> <p>同郡同町同字古 ナギ二七七三番一の一地先</p> <p>同郡同町同字古 ナギ二七七三番一の一地先</p>					
I		H		C		D		後F		I
六五 一五五		八〇 一三・四		八七 三四三		三六 三三六		四六 八・七		六五 一五五
二六 〇		四九 三		二〇 九七		八 八		五 〇		二六 〇

岐阜県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
一般国道	百五十六号		高山市莊川町海上字初屋山七〇七番三地从先から	三七〇	令和 五・三・一七	令和 二・七・三
			同市同町同字同七〇四番一地从先まで			

岐阜県告示第四百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）

一般国道 二百五十七号

中津川市駒場字青木四四四番二地从先から

二五〇

令和 五・三・一七

令和 四・二・一六

岐阜県告示第四百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
県道	白川那線		加茂郡白川町大字切井字中之瀬一六九番七地从先から	四〇〇	令和 五・三・一七	平成 二五・六・一六 令和 五・一・二〇
			同郡同町大字同字同一番二地从先まで			

岐阜県告示第四百一十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	備考
一般国道	百五十七号	本巣市根尾大河原(福井県境)から 本巣市根尾能郷まで	
県道	根尾橋線	本巣市根尾大井(馬坂トンネル)から 本巣市根尾越卒(一般国道百五十七号交点)まで	
県道	根尾大谷野線	本巣市根尾上大須(県道根尾谷汲大野線起点)から 本巣市根尾東板屋(一般国道四百十八号交点)まで 本巣市根尾板所(一般国道百五十七号交点)から 本巣市根尾高尾(揖斐川町境)まで	
県道	高神崎線	山県市神崎(県道神崎高富線起点)から 山県市谷合(一般国道四百十八号交点)まで	
県道	柿野合線	山県市柿野(県道柿野谷合線起点)から 山県市出戸(一般国道二百五十六号交点)まで	

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く)。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

孤立予想集落接続道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年四月一日

岐阜県告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	備考
県道	上石津線	大垣市上石津町下山(一般国道三百六十五号交点)から 大垣市上石津町時山(林道交点)まで	

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く)。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

孤立予想集落接続道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年四月一日

岐阜県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示す

る。
 なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	備考
県道	春井線	揖斐郡揖斐川町春日川合（県道川合垂井線交点）から	
県道	本山東線	揖斐郡揖斐川町春日美束（町道交点）まで 揖斐郡揖斐川町西津汲（県道藤橋池田線交点）から	
県道	根尾尾線	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬（県道山東本巣線交点）から	
県道	大谷根尾線	揖斐郡揖斐川町谷汲高科（本巣市境）まで 揖斐郡揖斐川町徳山（一般国道四百十七号交点）から	
県道	根尾橋線	揖斐郡揖斐川町徳山（本巣市境）まで 揖斐郡揖斐川町東津汲（一般国道三百三十三号交点）から	
県道	神原線	揖斐郡揖斐川町小津（下辻谷砂防ダム）まで 揖斐郡揖斐川町春日川合（押又谷橋）から	
県道	垂井合線	揖斐郡揖斐川町春日川合（町道交点）まで 揖斐郡揖斐川町坂内坂本（一般国道三百三十三号交点）から	
県道	高揖原線	揖斐郡揖斐川町坂内坂本（県道山東本巣線交点）まで	

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由
 孤立予想集落接続道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日
 令和五年四月一日

岐阜県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	備考
県道	白鳥線	関市板取三洞（郡上市境）から 関市板取岩本（二十一世紀の森公園）まで	

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合

の更新又は移設によるものを除く。)。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

孤立予想集落接続道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年四月一日

岐阜県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	備考
県道	朝御岳山日線	下呂市小坂町落合字唐谷（市道交点）から 下呂市小坂町落合字唐谷（県道濁河温泉線交点）まで	
県道	湯屋線	下呂市小坂町大洞字葛谷口（葛谷橋）から 下呂市小坂町落合字下落合（県道濁河温泉線交点）まで	

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱

の更新又は移設によるものを除く。)。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

孤立予想集落接続道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年四月一日

岐阜県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	備考
県道	高野奈川根線	高山市高根町野麦（長野県境）から 高山市高根町阿多野郷（一般国道三百六十一号交点）まで	
県道	高惣鷲則線	高山市荘川町惣則（一般国道百五十八号交点）から 高山市荘川町一色（郡上市境）まで	
県道	朝御岳山日線	高山市朝日町胡桃島（県道朝日高根線交点）から 高山市朝日町一之宿（市道交点）まで	
県道	清見線	高山市清見町夏厩（一般国道百五十八号交点）から 高山市清見町江黒（飛驒市境）まで	

<p>県道 河神 合岡 線</p>	<p>国一般 道 号 三 百 六 十</p>	<p>道路 の 種 類 路線 名</p>	<p>飛騨市河合町角川（一般国道四百七十一号交点）か 飛騨市河合町元田（県道神岡河合線交点）まで 飛騨市河合町稲越（県道稲越角川停車場線交点）か 飛騨市河合町月ヶ瀬（県道清見河合線交点）まで</p>	<p>占用を制限する区域</p>	<p>備考</p>
-------------------------------	--	---	---	------------------	-----------

一 占用を制限する区域

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県告示第百五十一号

- 二 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 三 占用を制限する理由
孤立予想集落接続道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 四 占用の制限の開始の期日
令和五年四月一日

<p>県道 神打 保岡 線 停車場</p>	<p>県道 新飛 騨国 府線 停車場</p>	<p>県道 古宇 津江 川線 府</p>	<p>県道 清河 合見 線</p>	<p>県道 槍ヶ 岳線 園</p>	<p>飛騨市神岡町殿（一般国道四百七十一号交点）まで 飛騨市神岡町打保（県道打保神岡停車場線起点）か 飛騨市河合町月ヶ瀬（県道神岡河合線交点）まで 飛騨市河合町舟原（高山市境）から 飛騨市河合町宇津江（あぶらむの里）から 飛騨市河合町宇津江（四十八滝橋南交差点）まで 飛騨市河合町瓜巢（県道新田飛騨国府停車場線起点）から 飛騨市河合町瓜巢（県道谷高山線交点）まで 飛騨市河合町打保（県道打保神岡停車場線起点）か 飛騨市河合町打保（県道打保神岡停車場線起点）まで</p>
---------------------------------------	--	--------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

孤立予想集落接続道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年四月一日

岐阜県告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により輪之内都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>一 施行者の名称 輪之内町</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 輪之内都市計画下水道事業 輪之内町特定環境保全公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 平成九年七月四日から 令和七年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 事業地を表示する図面において表示する。</p> <p>岐阜県告示第百五十三号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画公園事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>令和五年三月十七日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>一 施行者の名称 各務原市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 各務原都市計画公園事業 三・三・二号 木曾川河川敷公園</p> <p>三 事業施行期間 令和五年三月十七日から 令和六年十二月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 なし</p> <p>使用の部分 各務原市松本町中橋地内、下切町西欠下地内、松本町中橋の先</p> <p>岐阜県告示第百五十四号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市</p>	<p>計画公園事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>令和五年三月十七日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 施行者の名称 各務原市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 各務原都市計画公園事業 六・五・一号 各務原スポーツ広場公園</p> <p>三 事業施行期間 令和五年三月十七日から 令和九年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 各務原市各務山の前町二丁目、二丁目地内</p> <p>使用の部分 なし</p>	<p>選挙管理委員会告示</p> <p>岐阜県選挙管理委員会告示第三号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。</p>
--	--	--	---

今保田井川四十七口

岐阜県美濃郡加茂郡加茂町
密置野 大 塚 保 幸

- 1 令和5年3月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,639,255人
- 2 総数の50分の1の数
32,786人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
304,907人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	335,072	111,691
大垣市	145,791	48,597
高山市	72,276	24,092
多治見市	90,382	30,128
関市・美濃市	87,494	29,165
中津川市	62,878	20,960
瑞浪市	30,180	10,060
羽島市	55,633	18,545
恵那市	40,201	13,401
美濃加茂市	42,516	14,172
土岐市	46,405	15,469

各務原市	120,144	40,048
可児市	93,202	31,068
山県市	21,793	7,265
瑞穂市	43,620	14,540
飛騨市	19,524	6,508
本巣市	42,555	14,185
郡上市	33,202	11,068
下呂市	25,693	8,565
海津市	27,869	9,290
羽島郡	39,302	13,101
養老郡	22,976	7,659
不破郡	27,211	9,071
安八郡	19,353	6,451
揖斐郡	54,368	18,123
加茂郡	39,615	13,205

公 示

岐阜県土地改良事業の緊急防災工事計画の決定
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写し

を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
湯谷池地区	揖斐川町役場	令和五・三・一七から 同五・四・一七まで

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の第三項の規定により公示する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
農村振興総合整備事業	可児地区	令和四・三・一八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
神岡町石神土地改良区	令和五・三・八

令和五年三月十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社